

件名	集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区押上 新日本婦人の会墨田支部 J			
受理年月日	平成26年9月4日	受理番号	第14号	
<p>要旨</p> <p>集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう、国に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>安倍内閣は7月1日、国民多数の反対を押し切り、集団的自衛権の行使容認の閣議決定を行いました。これまで歴代政府は、「憲法第9条の下に許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最低限の範囲にとどまるべきである」と解釈し、集団的自衛権を行使することは、「その範囲を超えるものであり、憲法上許されない」としてきました。憲法の改正という厳格な手続きを欠いたまま、一内閣による憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を容認する今回の閣議決定は、憲法上も到底許されるものではありません。</p> <p>今回の決定により、アメリカが世界のどこであれ戦争に乗り出した際には、自衛隊が「戦闘地域」まで行って軍事支援を行うことができるようになり、政治の意思によって海外での武力行使が際限なく広がる可能性があります。</p> <p>この間の世論調査では、集団的自衛権の行使容認に対し、「戦争に巻き込まれるのではないか」という不安と懸念を抱く国民が過半数を占めています。また、190を超える全国の市町村議会からも反対の意見書が提出されています。</p> <p>日本国憲法は、平和主義、国民主権、基本的人権を3原則とし、多くの国民が戦後日本の価値観としてきました。緊張度が増している国際情勢の変化に対応するには、憲法の平和主義に基づき、平和外交による日本のこれまでの立場を堅持すべきです。</p> <p>墨田区は、東京大空襲で悲惨な体験をしており、「二度と戦争をしてはいけない」ということが多くの区民の願いではないでしょうか。よって私たちは、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更により容認した閣議決定に強く反対します。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				